

令和6年度国民健康保険税率の改定 について

洲本市 市民生活部 保険医療課

洲本市国民健康保険税率の推移

○医療分

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
所得割	6.90%	6.90%	6.90%
均等割	26,500円	26,500円	26,500円
平等割	19,000円	19,000円	19,000円
賦課限度額	630,000円	650,000円	650,000円

○後期高齢者支援金等分

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
所得割	3.00%	3.00%	3.00%
均等割	10,200円	10,200円	10,200円
平等割	7,500円	7,500円	7,500円
賦課限度額	190,000円	200,000円	220,000円

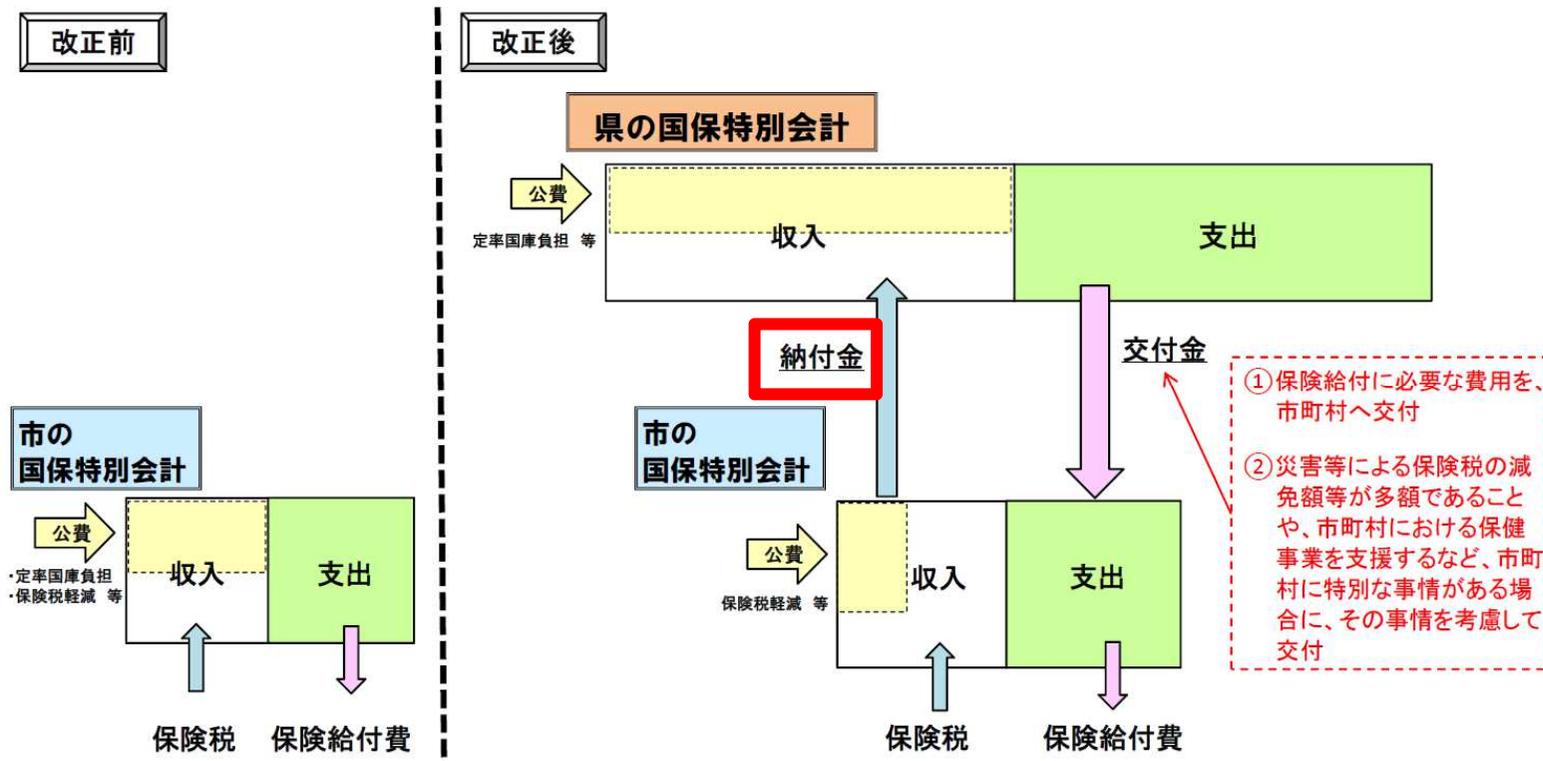
○介護納付金分

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
所得割	2.70%	2.70%	2.70%
均等割	11,800円	11,800円	11,800円
平等割	5,500円	5,500円	5,500円
賦課限度額	170,000円	170,000円	170,000円

洲本市の保険税率は、令和3年度以降据え置きで推移しています。
ただし、賦課限度額は地方税法の改正に基づいて引き上げを行っています。

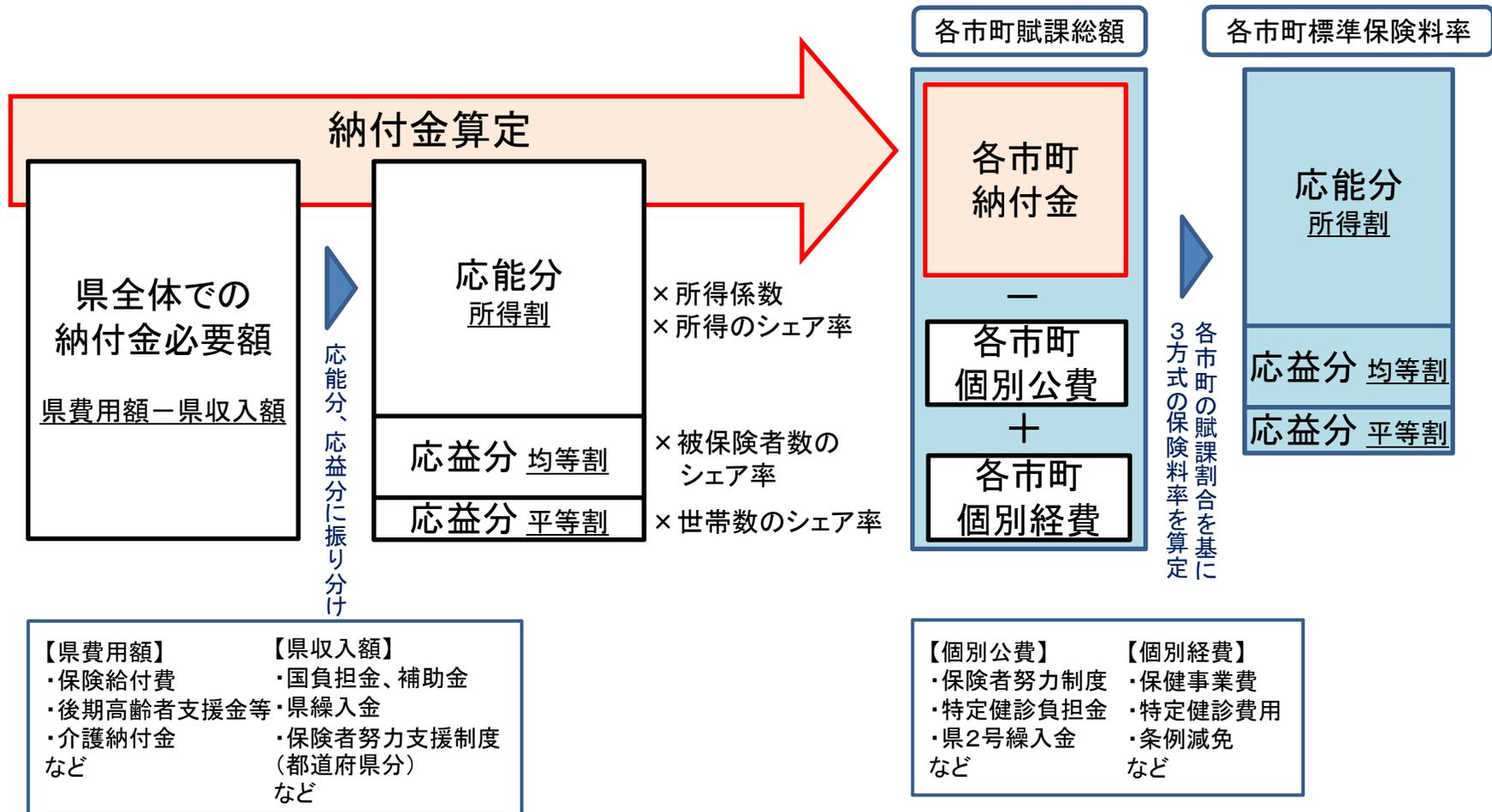
国保財政の仕組みについて①

- 平成30年度以降、都道府県が財政運営の責任主体となり、国保財政の「入」と「出」を管理しています。
- 県は、市町の所得水準や被保険者数などを反映し、市町ごとの国保事業費納付金（医療分・後期高齢者支援金分・介護納付金分）と、事業費納付金を納めるために必要な保険料（税）を確保するための保険料（税）率（標準保険料率）を決定します。



国保財政の仕組みについて②

国保事業費納付金・標準保険料率は下記のとおり県で算出し、各市町に通知されます。



令和6年度保険税収納必要額

市は、県が算出した国保事業費納付金と市が行う保健事業等の経費を加えた金額を基に、令和6年度の保険税収納必要額を算定し、県より示された標準保険料率を参考にしながら保険税率を決定します。

【令和6年度 納付金及び保険税（予算(案)ベース）】

(単位：千円)

【歳出】	国保事業費納付金 1,358,076			
	医療分 936,864	後期高齢者支援金分 307,110	介護納付金分 114,102	保健事業等 53,994
	総額 1,412,070			

【歳入】	国・県補助金 その他収入等 279,032	保険税額 1,133,038	
		基盤安定等 252,168	保険税収納必要額 880,870

この額を確保する必要があります

(参考：令和6年度 県より示された標準保険料率)

標準保険料率	医療分			後期分			介護分		
	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割
	7.22%	30,722円	20,135円	3.02%	12,532円	8,214円	2.71%	13,991円	7,009円

令和6年度国保税率(案)

【令和6年度税率設定にあたっての方針(案)】

○兵庫県が策定する兵庫県国民健康保険運営方針等を踏まえた保険税率の設定を行う。

○県から示される標準保険料率を参考に、基金を活用するなどして、被保険者負担が大幅に増加しないよう考慮する。

【令和6年度標準保険料率と洲本市税率(案)の比較】

兵庫県より示された標準保険料率

区分	所得割	均等割	平等割
医療分	7.22%	30,722円	20,135円
支援分	3.02%	12,532円	8,214円
介護分	2.71%	13,991円	7,009円

洲本市税率(案) ※令和5年度から据え置き

区分	所得割	均等割	平等割
医療分	6.90%	26,500円	19,000円
支援分	3.00%	10,200円	7,500円
介護分	2.70%	11,800円	5,500円

(参考：洲本市税率(案)で算定した場合の基金繰入額 (予算案ベース))

(単位：千円)

国・県補助金 その他収入等 279,032	保険税額 1,133,038	
	基盤安定等 252,168	保険税収納必要額 880,870



(単位：千円)

国・県補助金 その他収入等 279,032	保険税額 1,093,038		基金 繰入金 40,000
	基盤安定等 252,168	保険税収納必要額 840,870	
	医療分 542,535	支援分 220,549	介護分 77,786

一人当たりの保険税比較

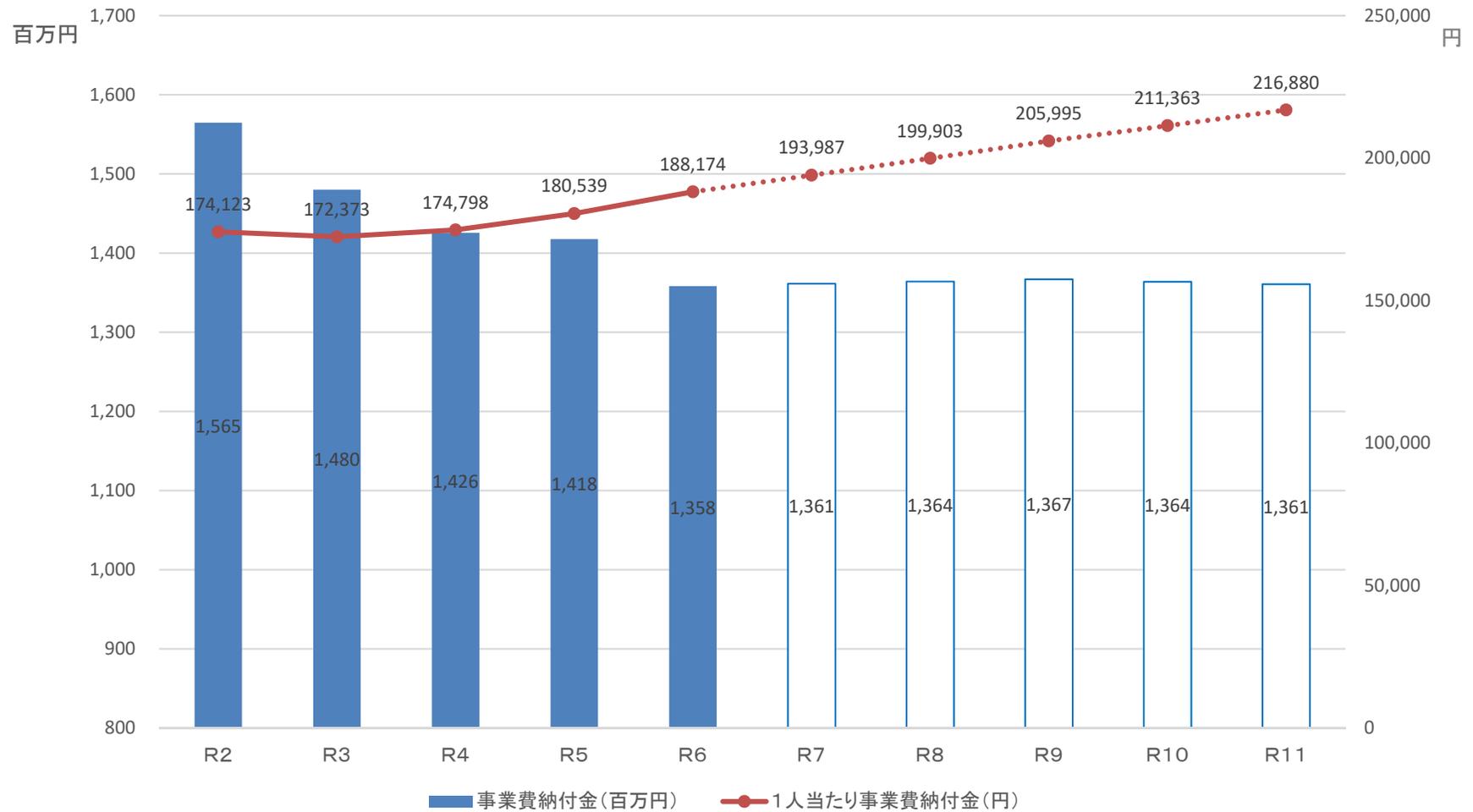
区分		所得割	均等割	平等割	一人当たり保険税
医療分	R 6 税率(案)	6.90%	26,500円	19,000円	62,541円
	R 5 現行	6.90%	26,500円	19,000円	61,831円
	R 6 標準保険料率	7.22%	30,722円	20,135円	67,240円
支援分	R 6 税率(案)	3.00%	10,200円	7,500円	25,424円
	R 5 現行	3.00%	10,200円	7,500円	25,077円
	R 6 標準保険料率	3.02%	12,532円	8,214円	27,304円
介護分	R 6 税率(案)	2.70%	11,800円	5,500円	28,396円
	R 5 現行	2.70%	11,800円	5,500円	28,301円
	R 6 標準保険料率	2.71%	13,991円	7,009円	30,657円

(一人当たり保険税の比較)

	医+支	税率(案)との差額	医+支+介	税率(案)との差額
R 6 税率(案)	87,965円		116,361円	
R 5 現行	86,908円	▲ 1,057円	115,209円	▲ 1,152円
R 6 標準保険料率	94,544円	6,579円	125,201円	8,840円

事業費納付金の推移

事業費納付金と1人当たりの事業費納付金の推移



今後の予定等

【今後の税率に関する方針（令和7年度以降）】

- 兵庫県で策定される兵庫県国民健康保険運営方針や、保険料水準の統一に向けたロードマップに沿って、保険料水準の統一化を目指し検討を行う。
- 現行税率と県が示す標準保険料率に大幅な差が生じていることから、被保険者負担が急激に増加しないよう配慮し、税率を設定する。

<保険料水準の統一に向けたロードマップ抜粋>

○保険料水準の統一時期

標準保険料率への移行目安時期：令和9年度

標準保険料率への全市町移行完了：原則令和12年度

⇒県内どこに住んでいても同じ所得、同じ世帯構成であれば同じ保険料(税)

○今後の取組

- ①保健事業や減免、一般会計繰入などに一定の基準を設定し、歳出歳入の市町間の差を縮小し平準化を図る。
- ②市町の歳入歳出の水準の差に応じて、納付金の金額を増減させ、相互扶助を行う。

【今後の予定】

- 1月30日 令和5年度国民健康保険運営協議会開催
(令和6年度税率(案)について、諮問・答申)
- 4月 賦課限度額（後期高齢者支援金等分）2万円引き上げ 及び 軽減基準の引き上げ
5割：5千円×被保険者数、2割：1万円×被保険者数（予定）
- 6月 市広報紙等において令和6年度税率について広報
- 7月上旬 各世帯へ令和6年度国民健康保険税額の通知
- 12月2日 マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴う被保険者証廃止